



8 消安第963号
令和8年5月19日

奈良県食農部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集について

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

本日、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和8年法律第20号）が公布され、豚熱に関する殺義務の対象の見直し（以下「選択的殺処分」という。）に関する規定については同日付で施行されました。これに伴い、同じく本日、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）及び同病に係る留意事項の一部を改正したところです。

こうしたことを踏まえ、特に選択的殺処分について、家畜の所有者や飼養衛生管理者をはじめとする畜産関係者の理解を広く醸成するため、別紙のとおり標記一問一答集を作成しましたのでお知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。